

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

規 則	ページ
○京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則の一部を改正する規則 (都市計画課)	433
告 示	
○落札者の決定 (情報政策課)	〃
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (山城北保健所)	434
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局)	〃

○土地改良事業の工事完了 (農村振興課)	434
○一般競争入札の実施 (水産事務所)	〃
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (京都林務事務所)	437

### 選挙管理委員会

○政治資金規正法に基づく政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない団体	438
---	-----

## 規 則

京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府規則第43号

京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則の一部を改正する規則

京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則(昭和31年京都府規則第7号)の一部を次のように改正する。  
第2条第14項第40号ア中「及び同意」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 京都府告示第357号

落札者を次のとおり決定した。

令和2年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 業務の名称及び数量  
在宅勤務用セキュリティ機器導入及び運用保守業務一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府政策企画部情報政策課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 落札決定日  
令和2年5月27日
- 落札者の名称及び所在地  
株式会社大塚商会京都支店  
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地1
- 落札金額  
239,712,000円
- 契約の方法  
一般競争入札
- 入札公告日  
令和2年5月8日

京都府告示第358号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和2年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
八幡市橋本焼野7の2の一部、7の9の一部、7の11の一部、7の19の一部及び7の20の一部(次の図に示す部分に限る。)	鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。）

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和2年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 関西文化学術研究都市センター株式会社  
 奈良市右京一丁目3番地の4  
 代表取締役 稲垣 満宏
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 サンタウンプラザこすもす館  
 木津川市相楽台一丁目1番の1ほか
- (3) 変更の内容

変更した項	変更前	変更後	変更日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 井出 武美 ほか62業者	イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 井出 武美 ほか62業者	令 2. 4. 1	小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の変更のため

- 2 届出年月日  
令和2年5月28日
- 3 縦覧場所  
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間  
令和2年6月26日から令和2年10月26日まで
- 5 意見書の提出先  
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次の土地改良事業の工事が完了した旨届出があった。

令和2年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良事業の名称	工事完了年月日
京都市越畑土地改良区営土地改良事業（災害復旧事業（施行認可30農村第1349号））	令 元. 9. 2



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和2年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

<p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 業務の名称及び数量 京都府海洋調査船「平安丸」第1種中間検査工事一式</p> <p>(2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり</p> <p>(3) 契約期間 契約日から令和3年3月23日まで</p> <p>(4) 履行場所 請負業者工場内及び「平安丸」船内</p> <p>2 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等 〒626-0052 宮津市字小田宿野1029番地3 京都府水産事務所 電話番号 (0772) 22-3288 ファクシミリ番号 (0772) 22-3289</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等</p> <p>ア 交付期間 令和2年6月26日(金)から令和2年7月13日(月)までとする。</p> <p>イ 入手方法</p> <p>(ア) 原則として、アの期間に、京都府水産事務所ホームページ (<a href="http://www.pref.kyoto.jp/suiji/">http://www.pref.kyoto.jp/suiji/</a>) からダウンロードすること。</p> <p>(イ) やむを得ず窓口配布又は郵送を希望する場合は、アの期間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までに、(1)の場所に問い合わせること。</p> <p>(3) 現場説明会の日時及び場所 公告日以降、令和2年7月13日(月)まで随時行うが、出航予定があるため、事前に電話で確認すること。 〒626-0052 宮津市字小田宿野1029番地3 京都府水産事務所船舶課漁業無線・調査係 電話番号 (0772) 22-3288</p> <p>3 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者</p> <p>(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。</p> <p>ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者</p> <p>イ 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の属する年の1月1日をいう。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者</p> <p>ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者</p> <p>エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法</p>	<p>律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)</p> <p>(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者</p> <p>(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者</p> <p>(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直設的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者</p> <p>(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者</p> <p>オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者</p> <p>(3) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。</p> <p>4 一般競争入札参加資格審査の申請手続</p> <p>資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 申請書の交付期間等</p> <p>ア 交付期間 2の(2)のアに同じ。</p> <p>イ 入手方法 2の(2)のイに同じ。</p> <p>(2) 申請書の提出期限等</p> <p>ア 提出期限 令和2年7月13日(月)</p> <p>イ 提出場所 2の(1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法</p> <p>(ア) 持参により提出する場合 2の(2)のアの期間内に、2の(1)の場所に提出すること。</p> <p>(イ) 郵送により提出する場合 書留郵便で4の(2)のアの提出期限までに必着のこと。</p> <p>(3) 添付資料</p> <p>申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。</p> <p>ア 法人にあつては商業登記法(昭和38年法律第</p>
--	--

125号) 第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

イ 府税納税確認書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書

オ 法人にあっては審査基準日の直前の2営業年度に係る財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等)、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料(仕掛品を含む。)の現在高調書

カ 取引使用印鑑届

キ 3の(2)のエ及びオに該当しないことを証する書類

ク 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

ケ 過去2年以内の同種工事施工実績調書

(4) 資料等の提出等

申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 参加資格を有する者の名簿への登載

3について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府海洋調査船「平安丸」第1種中間検査工事に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

6 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

7 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、6による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和3年3月31日までとする。

8 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(3の(2)のア、エ若しくはオに該当する者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたとときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

9 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び3の(2)のアからオまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に通知する。

10 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和2年8月27日(木)午後1時30分

イ 場所

〒626-0052 宮津市宇小田宿野1029番地3

京都府水産事務所3階研修室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

- (ア) 受領期限  
令和2年8月26日(水)
- (イ) 提出先  
2の(1)に同じ。
- (ウ) その他  
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。
- (2) 入札の方法  
持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。
- (3) 開札に立ち会う者  
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。
- (4) 入札書に記載する金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 3に掲げる資格のない者のした入札  
イ 申請書等を提出しなかった者のした入札  
ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札  
エ 委任状を持参しない代理人のした入札  
オ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札した者のした入札  
カ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者のした入札  
キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札  
ク 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札  
ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札  
コ その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
- (6) 落札者の決定方法  
京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約書作成の要否

要する。

- 11 入札保証金  
免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。
- 12 契約保証金  
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- 13 その他  
(1) 1から12までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。  
(2) 詳細は、入札説明書による。  
(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- 14 Summary  
(1) The nature and amount of service required  
Intermediate inspection and repair service of Fishery test vessel Heian Maru 1 set  
(2) Period for the submission of application forms and attached documents for the qualification  
From 9:00 AM on Friday, June 26, 2020 to 5:00 PM on Monday, July 13, 2020  
(3) The time, date and place for the submission of tender  
1:30 PM Thursday, August 27, 2020  
Kyoto Prefectural Fisheries Offices 1029-3,  
Odasyukuno, Miyazushi, Kyoto 626-0052, Japan  
(4) Deadline for tender by mail  
Wednesday, August 26, 2020  
(5) Contact point for the notice  
Kyoto Prefectural Fisheries Offices 1029-3,  
Odasyukuno, Miyazushi, Kyoto 626-0052, Japan  
TEL: (0772) 22-3288 FAX: (0772) 22-3289

京都府林地開発行為の手続に関する条例(平成23年京都府条例第25号)第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和2年6月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
有限会社京北みどり園  
代表取締役 野村 長生  
京都市右京区京北西町迫ヶ谷22番地1
- 2 林地開発行為の目的  
建設残土処分
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都市右京区京北西町迫ヶ谷22番地1ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積  
11.3ヘクタール
- 5 期間  
令和2年12月18日から令和5年12月17日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無  
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
交通量の増加	開発区域の出入口から府道中地・熊田線に至るまでの市道矢代宇津線（次の図のとおり）	京都市右京区京北浅江町地内の主要部に交通指導員を配置する。地元車両の通行を優先するとともに、運搬車両の通行速度を30km/h以下とし、安全の確保に努める。
道路の汚濁及び道路の路面損傷	〃	運搬車両が場内から退出する場合は、出口付近に設置したタイヤ洗い場で汚れを除去した後、市道への乗り入れを行う。 路面に通行障害をもたらすような損傷が生じた場合は、発生箇所の補修（部分舗装）を行う。
濁水の発生	開発区域から熊田川と合流するまでの明石川（次の図のとおり）	開発区域内の最下流部に設置した調整池（2箇所）で泥を沈下した後、場外へ排水する。
河川水量の増加	〃	開発区域内の排水を調整池（2箇所）に集水、流量調整をした後に場外へ排水する。 調整池の容量を損なわないよう、堆積した土砂を定期的に除去する。

粉じんの発生	京都市右京区京北西町地内及び浅江町地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	開発区域内の周辺部に残置森林を配置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。 開発区域内から発生した粉じんが地域の生活環境に影響を与えるときは、散水により粉じんの飛散を防止する。
--------	---------------------------------------	---

8 縦覧場所

- (1) 京都府京都林務事務所治山課  
京都市上京区中立売通小川東入三丁町449
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 京都産業観光局農林振興室林業振興課  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
- (4) 有限会社京北みどり園  
京都市右京区京北西町迫ヶ谷22番地1

9 縦覧期間

令和2年6月26日（金）から令和2年7月27日（月）まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間  
令和2年6月26日（金）から令和2年7月27日（月）まで
- (2) 提出先  
〒602-0915 京都市上京区中立売通小川東入三丁町449  
京都府京都林務事務所治山課  
（「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。）

選挙管理委員会

京都府選挙管理委員会告示第37号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和2年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年6月26日

京都府選挙管理委員会  
委員長 伝 宝 和 平

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
京都倉成会	上倉 淑敬	嶋田泰次郎	京都市伏見区新門丈町154の1 フラット・オク a 303

人生100年時代、元気な安心社会をつくる会	江原 英樹	江原 一子	与謝郡与謝野町字四辻52四辻ビル1の2
中川一雄を励ます会	中川 一雄	中川美代子	京都市伏見区横大路貴船17の4
平松亮後援会	平松 亮	平松麻衣子	城陽市寺田今堀62の45
朝来林みつひろ後援会	辻 栄一	福村 陽二	舞鶴市朝来中456
井上耕作後援会	今田 浩	伊藤 純子	亀岡市余部町下条31
神田いくお後援会	東光 真澄	神田 麗子	相楽郡精華町光台8の9の9
向雲会	山崎 良磨	藤原 孝弘	与謝郡与謝野町字幾地1787の15
小林たかひろ後援会	黒川 純	藤田 洋	京都市東山区今熊野宝蔵町65
塩貝たかゆき後援会	小林 孝宏	塩貝 恭子	南丹市園部町小山西町ペンゴ7の8
城陽順風新風会	阪部 三郎	阪部 晃啓	城陽市寺田乾出北18
鈴木とよこ後援会	野原 孝喜	西 美南恵	京都市山科区西野大手先町8の8
政治結社大日本國翔社	中越 浩二	土倉 大	京都市伏見区醍醐中山町39の2の26の202
高木ひろあき後援会	高木 太郎	高木実代子	京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町161 綾小路スクエア3F
竹川ますお後援会	村城 恵子	森岡 譲	相楽郡精華町桜が丘2丁目23
日本共産党ちさか拓晃後援会	森下 強視	梶山 耕一	京都市左京区田中飛鳥井町64 生活相談所内
畑中完仁後援会	畑中 完仁	畑中まゆみ	城陽市市辺柿木原48の44
ふるさとを大切にすゝる会	吉田 康宏	梶原 桂子	福知山市字呉服23
本庄たかお後援会	森田 英二	長谷川大也	京都市山科区西野大手先町8の8
舞輝会	安達 修	福島 義雄	舞鶴市余部上296
美市川きょうみ後援会	美市川鏡美	美市川善久	福知山市字立原120
みなみえつじ後援会	南 悦治	南 悦治	木津川市木津川台6丁目2の1 ローレルスクエア木津川台2番館 106号室
みんなで“市民参加の舞鶴”をつくる会	瀬尾 純爾	坂本 和夫	舞鶴市字伊佐津158 舞鶴地労協内
村田けいいちろう後援会	村田 秀和	村田 清美	城陽市寺田中大小90
山田啓二後援会八幡	鷹野 宏	上杉 保治	八幡市八幡女郎花6の1
山本陽子後援会	森 益	浦本 賢一	京都市山科区西野大手先町8の8
吉田やすひろ後援会	吉田 康宏	梶原 桂子	福知山市字呉服23